

平成30年度地域福祉総合支援事業補助金募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、次に掲げる目的のため、「第3期熊本県地域福祉支援計画」（以下、「第3期計画」という。）に基づく取組みの推進に寄与する民間団体を支援します。

- (1) 誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」や地域の縁がわにデイサービス機能とインフォーマルなお泊まり機能を有する「地域ふれあいホーム」の整備に取り組む団体を支援し、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりを推進すること。
- (2) 地域福祉活動団体等が行う総意と工夫を凝らした先駆的又はモデル的な福祉活動への支援を行い、地域福祉の増進を図ること。

様々な主体による地域福祉の拠点が県内各地に普及し、多様な地域福祉活動が展開されることにより、県民生活が一層豊かになることを目指しています。

2 補助対象となる団体

補助対象となる団体は、民間団体（社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等）で、次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 熊本県内に事務所を設置していること。
- ② 団体の定款、規約等を有する団体であること。
- ③ 補助対象となる事業を着実に実施できること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、熊本県内で実施される次の施設整備事業及び地域福祉活動事業で、かつ、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業とします。

<施設整備事業>

- (1) 子ども、高齢者、障がい者など対象者を限定することなく、誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の施設整備事業
- (2) 地域の縁がわの機能を持ち、デイサービス（日中支援）とインフォーマルなお泊まり（夜間支援）のサービスを提供する「地域ふれあいホーム」の施設整備事業

<地域福祉活動事業>

- (3) 「第3期計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動事業

①見守り活動

地域住民による声かけ、定期的な訪問、ジュニアヘルパー等の取組み

②配食・会食サービス

一人暮らしの高齢者等地域住民の安否確認や交流を目的とした配食・会食による仕

組みづくり

③買い物支援事業

高齢者や障がい者・子育て中の母親など買い物等が困難な者あるいは困難な地区における移動販売や買い物代行等の仕組みづくり

④生涯現役社会を支えるための健康づくり事業

生涯現役をめざして健康を維持するため、介護予防・認知症予防のための健康教室や口腔ケア活動等の交流事業

⑤学びの縁がわ事業

高齢者や退職者等の力を活用した地域の子どもの学習支援や世代間交流等の取組み

⑥その他、「第3期計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動

地域の縁がわ等における地域住民の先駆的な交流事業、啓発セミナー、ボランティアの養成、高齢者や障がい者などの生活支援、地域のニーズや課題に対応する地域福祉活動等

4 補助の対象経費・期間

補助対象経費及び期間等は次のとおりとし、県の予算の範囲内で交付します。ただし、千円未満の端数は切り捨てます。

また、既存の補助制度があるサービスを行う部分は、当該補助対象経費から除きます。

なお、市町村からの補助金や助成金は、本事業における申請団体の自己負担分のみ充当することが可能です。

事業名	補助対象経費	補助対象期間・要件等	助成率・補助金額
(1) 地域の縁がわ施設整備事業	交流に伴う施設（トイレ、スロープ設置等含む）の新築・改修・増築等工事費及び設備整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に伴う経費であって、当補助金の交付決定日（8月下旬頃の予定）から平成31年2月28日の期間に県内で整備された施設の工事費、設備費を対象とします。 ・設計費、基本事業費（広報関係費等）、団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）及び備品購入費は対 	<p>補助率 2/3 以内、 上限額 100 万円</p> <p>※ただし、施設整備する地域の縁がわ所在地の平成 16 年当時の小学校区に、既に別の地域の縁がわが登録されている場合は、実際に要した経費の 1/3 以内で、50 万円までとします。</p>

<p>(2) 地域ふれあいホーム施設整備事業</p>	<p>(ア) 宿泊施設(宿泊居室ほか、浴室、洗面室、トイレ、台所、リビング等含む)の新築・改修・増築等工事費及び設備整備費 (イ) スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設備整備費(以下「消防用設備」という)</p>	<p>対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防用設備の設置が義務となる小規模多機能型住宅介護施設などと「地域ふれあいホーム」が併設されており、その施設全体に消防用設備を設置する場合は、面積按分により、「地域ふれあいホーム」に係る部分の工事費及び設備整備費を対象とします。 	<p>(ア) は補助率 2/3 以内 (ア) + (イ) の上限額 250 万円 ただし、(イ) については、設備ごとに以下のとおりの補助金額とします。</p> <p>(a) スプリンクラー設備： 実際に要した経費以内で、7千円×スプリンクラー設置対象部分の床面積 (㎡)</p> <p>(b) 自動火災報知設備： 補助率 2/3 以内、 上限額 100 万円</p> <p>(c) 消防機関へ通報する火災報知設備： 補助率 2/3 以内、 上限額 30 万円</p> <p>※今回施設整備する地域ふれあいホームの所在市町村に、既に別の地域ふれあいホームが登録されている場合は、実際に要した経費(ア)の 1/3 以内と(イ)の合計で 125 万円までとします。その場合、(イ)については、設備ごとに以下の通りの補助金額とします。</p> <p>(a) スプリンクラー設備：実際に要した経費以内で、3.5 千円×スプリンクラー設置対象部分の床面積 (㎡)</p> <p>(b) 自動火災報知設備： 補助率 1/3 以内、 上限額 50 万円</p> <p>(c) 消防機関へ通報する火災報知設備： 補助率 1/3 以内、 上限額 15 万円</p>
<p>(3) 地域福祉活動事業</p>	<p>上記3(3)の①～⑥までの事業を実施するうえで必要な経費(賃金、謝金、旅費、食糧費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(※単価が3万円以上の、事業着手及び継続的な実施に必要な機材等の経費。車両も可。)</p>	<p>・平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの期間に県内で行われる事業に要する経費を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の運営に要する経常的経費(家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等)は対象外とします。賃金、謝金については、団体外部の者についてのみ認められます。 食糧費については、酒類代(調理用の料理酒は除く)、弁当代は対象外となります。 その他、事業を実施するに当たり、社会通念上、適正を欠くと思われる支出については対象外とします。 備品を購入するときは、原則3者以上から見積書(実績報告の際に添付)を徴取し、その中から最低価格のものを購入してください。 	<p>補助率 2/3 以内 上限額 100 万円</p> <p>※補助対象とする団体が多い場合など、交付額が申請額を下回ることがあります。 ※備品購入費への補助は、補助対象経費総額の 1/2 までとします。 ※継続事業にあっては補助開始から3年を限度とし、補助を行うか否かは毎年判断します。</p>

- ・市町村別の平成 16 年当時小学校区における地域の縁がわ登録状況については、別紙 1 の一覧表で確認をお願いします。
- ・地域ふれあいホームの登録状況については、別紙 2 の一覧表で確認をお願いします。
- ・消防用設備の設置については、消防機関へ必ず御確認のうえ、申請をお願いします。

【(3) ①～⑥の各事業における補助対象経費の参考】

主な対象経費は表のとおりとなりますので事業計画の参考にしてください。

事業	主な対象経費
(3) - ① 見守り活動	事務に係る消耗品代等、仕組みづくりのための研修会費、呼びかけのチラシ、見守り活動に使用する活動入りジャンパー等。
(3) - ② 配食・会食サービス	食材購入費、紙コップや容器、エプロン等、料理づくりに係る費用、旅費、会場使用料、冷蔵庫、家具什器等の備品購入代等。
(3) - ③ 買い物支援事業	仕組みづくりのための研修会費、出張販売や移動販売を行うための車両購入費、利用者・活動者の募集を呼びかける広報資料の作成費用、事務にかかる消耗品代等。
(3) - ④ 生涯現役社会を支えるための健康づくり事業	指導を行う医師等の講師謝金及び旅費、マット等の運動器具、歯ブラシ等の健康指導に使用する消耗品、テキスト代、会場使用料等。
(3) - ⑤ 学びの縁がわ事業	講師への謝礼（団体の役員、スタッフは除く）、文房具や机、椅子等の購入代、会場使用料等。
(3) - ⑥ その他、先駆的又はモデル的な地域福祉活動事業	賃金、謝金、旅費、食糧費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費のうち事業に必要と認められるもの。

5 申請方法等

(1) 申請期限

平成 30 年 6 月 29 日 (金) まで

(2) 申請書等様式について

申請書様式は、県庁ホームページよりダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

また、下記の県の各機関でも配布しております。

機 関 名	住 所	電 話 番 号
県央広域本部宇城地域振興局総務福祉課	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-0517
県央広域本部上益城地域振興局福祉課	御船町辺田見 396-1	096-282-0215
県北広域本部菊池地域振興局福祉課	菊池市隈府 1272-10	0968-25-0689
玉名地域振興局総務福祉課	玉名市岩崎 1004-1	0968-74-2134
鹿本地域振興局総務福祉課	山鹿市山鹿 465-2	0968-48-1202
阿蘇地域振興局総務福祉課	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9034
県南広域本部八代地域振興局福祉課	八代市西片町 1660	0965-33-8756
芦北地域振興局福祉課	芦北町芦北 2670	0966-82-2128
球磨地域振興局総務福祉課	人吉市寺町 1 2-1	0966-22-1040
天草広域本部天草地域振興局福祉課	天草市今釜新町 3530	0969-22-4241
県庁健康福祉政策課地域支え合い支援室	熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8-1	096-333-2201
県庁情報プラザ	熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8-1	096-333-2069
くまもと県民交流館パレア	熊本市中央区手取本町 8 番 9 号	096-355-4300

(3) 申請前の事前相談

下記の日程にて、事前相談を行います。(準備されている申請書類の確認や、事業の進め方、補助対象経費に関する相談等)

持参するもの：記入された申請書類一式、業者から徴した見積書、図面、写真、団体の活動内容がわかるパンフレット等

事前相談の申込先は、事業項目ごとに異なります。

①施設整備事業：対象となる施設の住所地を管轄する広域本部

②地域福祉活動事業：申請団体の住所地を管轄する広域本部

ただし、住所地が熊本市の場合は県庁地域支え合い支援室となります。

申請される団体は、必ず下表申込先に対して下表締切までに事前相談の申込みをしていただくようお願いします。

事前相談日	場所	対象地域	対応者	申込先
平成30年6月15日(金) (申込締切：6月13日(水))	宇城保健所 2階会議室	宇土市、宇城市、美里町	地域支え合い支援室 宇城地域振興局総務 福祉課	県央広域本部 (宇城地域振興局総務福祉課) TEL: 0964-32-0517
平成30年6月8日(金) (申込締切：6月6日(水))	上益城地域振興局 1階福祉課前会議室	御船町、嘉島町、益城町、 甲佐町、山都町	地域支え合い支援室 上益城地域振興局福 祉課	県央広域本部 (上益城地域振興局福祉課) TEL: 096-282-0215
平成30年6月14日(木) (申込締切：6月12日(火))	菊池保健所 会議室2	菊池市、合志市、大津町、 菊陽町	地域支え合い支援室 県北広域本部福祉課	県北広域本部 (菊池地域振興局福祉課) TEL: 0968-25-0689
平成30年6月18日(月) (申込締切：6月14日(木))	有明保健所 会議室	荒尾市、玉名市、玉東町、 和水町、南関町、長洲町		
平成30年6月12日(火) (申込締切：6月8日(金))	山鹿保健所 ミーティング室	山鹿市		
平成30年6月21日(木) (申込締切：6月19日(火))	阿蘇地域振興局 大会議室B	阿蘇市、南小国町、 小国町、産山村、高森町、 南阿蘇村、西原村		
平成30年6月20日(水) (申込締切：6月18日(月))	八代保健所 総合相談室	八代市、氷川町	地域支え合い支援室 県南広域本部福祉課	県南広域本部 (八代地域振興局福祉課) TEL: 0965-33-8756
平成30年6月13日(水) (申込締切：6月11日(月))	芦北地域振興局 1階会議室	水俣市、芦北町、 津奈木町		
平成30年6月11日(月) (申込締切：6月7日(木))	人吉保健所 第2会議室	人吉市、錦町、あさぎり 町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、 山江村、球磨村		
平成30年6月19日(火) (申込締切：6月15日(金))	天草広域本部 会議棟第2小会議室	天草市、上天草市、 苓北町	地域支え合い支援室 天草広域本部福祉課	天草広域本部 (天草地域振興局福祉課) TEL: 0969-22-4241

※1 上記の日時にどうしてもお越しにならない団体は、各対象地域の広域本部等(上表申込先を参照)にご相談ください。

※2 熊本市内の団体については、県庁地域支え合い支援室で随時受け付けますが、担当者が不在の場合がありますので、必ずお電話でご連絡のうえお越しください。

(TEL: 096-333-2201)

(4) 提出方法

申請書類の提出先は、事業項目ごとに異なります。

①施設整備事業：対象となる施設の住所地进行を管轄する広域本部

②地域福祉活動事業：申請団体の住所地进行を管轄する広域本部

ただし、住所地が熊本市の場合は県庁地域支え合い支援室となります。

申請書類は、下表提出先あて平成30年6月29日(金)までに3部提出してください。(郵送の場合、当日必着のこと。)

施設の住所地または申請団体の住所地	提出先	住所 電話番号
宇土市、宇城市、美里町	県央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL:0964-32-0517
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 396-1 TEL:096-282-0215
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL:0968-25-0689
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL:0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL:0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 (県庁行政棟新館3階)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6丁目 18-1 TEL:096-333-2201

(5) 申請に伴う提出書類

- ① 補助金交付申請書(熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」とい)別記第1号様式)
- ② 事業計画書(平成30年度地域福祉総合支援事業補助金交付要領(以下「要領」とい)別記第1号様式)
- ③ 収支予算書(要領別記第2号様式)
- ④ 団体に関する調書(要領別記第4号様式その1からその3まで)
- ⑤ 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- ⑥ 実施事業の内容等が詳細にわかる資料(実施要項、パンフレット、写真等)
- ⑦ 申請団体の活動内容やこれまで実施した事業の内容がわかる資料(実施要項、写真、パンフレット、会報、実績報告書、決算書等)
- ⑧ 見積書(積算書含む)の写し(施設整備事業及び備品・車両購入の場合)
※「〇〇工事一式」という記載だけでは不可
- ⑨ 工事・設備整備工程表(要領第3号様式)

- ⑩ 整備施設平面図、立面図及び配置図（改修・増築の場合はその前後の平面図、立面図、配置図及び改修前の写真）
- ⑪ 対象となる施設の場所がわかる地図
- ⑫ 情報提供に関する同意書

※1 上記⑨～⑪については施設整備事業の場合のみ。

※2 写しについては、申請者による原本証明を行うこと。

6 審査方法

(1) 審査

応募要件を満たしているかを県で審査したうえで、有識者や実務経験者等で構成する審査会で内容審査を行い、予算の範囲内で補助金の交付対象団体を選考します。

なお、施設整備事業においては、過去に県の地域の縁がわ施設整備関係の補助金の交付決定を受けたことがない施設が優先されます。（地域ふれあいホームにおける設置義務のある消防用設備の設備整備を除く。）

(2) 交付決定

審査会での選考結果をもとに、予算の範囲内で補助金の交付及びその額又は不交付を決定し、8月下旬頃に通知する予定です。

7 補助事業の内容等の変更

交付申請内容に変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、補助金変更申請書（要項別記第4号様式）を提出していただきます。変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合、収支予算書に基づかない支出については、補助対象外となる場合もありますので御注意ください。

8 事業の実施（入札等について）

※施設整備事業の場合に限る

事業の実施に係る契約手続きについては、別添「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号局長通）」に基づき、県が行う契約方法に準じて実施していただきます。

(1) 予定価格が250万円を超える場合

入札手続きが必要となります。

「熊本県工事請負建設業者等選定要領※」及び「熊本県競争契約入札心得※」並びに交付決定後に配布する資料を参照し、所定の手続きを行ったうえで、入札及び契約を行ってください。（※は熊本県のホームページからダウンロードできます。）

「指名業者候補届出書」、「入札立会届出書」、「入札結果（開札調書）」を県地

域支え合い支援室又は広域本部等に届け出る必要があります。

(2) 予定価格が250万円以下の場合

同一の仕様により、原則3者以上から見積書を取り、一番低廉な価格の業者を選定のうえ、工事等を行ってください。

9 事業実施状況報告

事業の進捗状況など、必要に応じ補助金状況報告書（要領別記第7号様式）の提出を求めることがあります。

なお、施設整備事業については、工事着工後7日以内に、工事着工報告書（要領別記第5号様式）を提出していただきます。

また、工事完成後7日以内に、工事完成報告書（要領別記第6号様式）を提出していただき、その後、県が竣工確認検査を行います。

10 事業完了後の実績報告

事業完了後は次のとおり、実績報告書を3部提出していただきます。

(1) 提出期限

事業を完了した日から10日以内、又は平成31年3月5日（火）のいずれか早い日まで

(2) 提出先

申請書類を提出した各広域本部福祉課（熊本市内分は県庁地域支え合い支援室）

(3) 提出書類

① 補助金実績報告書（要項別記第7号様式）

② 事業実績書（要領別記第8号様式）

③ 収支精算書（要領別記第9号様式）

④ 契約書（又は請書）、工事着工報告書、工事完成報告書の写し
（施設整備事業及び備品・車両購入の場合）

⑤ 事業に伴う支払関係書類（見積書、請求書、領収書の写し、支出一覧表等）

・請求書には明細の記載があること。

・領収書には明細のわかる資料の添付又は領収書内に明細を記載すること（宛名（申請団体名）、日付が必ず記載されていること）。

・支出一覧表は地域福祉活動事業の場合に限る。

※工事にかかる経費が250万円以下の場合及び備品・車両購入の場合、原則3者以上から徴した見積書の写しを添付し、その中の最低価格の業者と契約していること。

※工事にかかる経費が250万円を超える場合、入札手続きが必要で、開札調書等の写しを添付し、入札により決定した業者と契約していること。

⑥ 実施事業の詳細がわかる資料（工事前後の写真、成果物の見本又は写真、パンフレ

ット等)

⑦ その他補助事業に関する資料

※ 提出書類のうち、写しについては申請者による原本証明を行うこと。

1 1 補助金の交付

補助金の交付（支払い）は口座振替により行います。

なお、事業の実施に必要な場合などは、事業完了前に交付決定金額の8割を上限として概算払を行うことができます。

必要な書類については、申請書類を提出した各広域本部福祉課（熊本市内分は県庁地域支え合い支援室）あてに提出してください。

	提出書類
精算払	補助金交付請求書（要領別記第 10 号様式） ※補助金交付確定後に提出
概算払	① 概算払請求書（要領別記第 11 号様式） ② 概算払請求書の内訳書（書式自由） ・内訳書には請求書など、金額の根拠となる書類を添付すること。 ③ 次の書類を添付してください。 a 契約書（又は請書）の写し及び工事着工報告書（要領別記第 5 号様式） b 業者からの請求書の写し c 入札が必要でない工事等の場合、3者以上からの見積書の写し d 入札が必要な工事等の場合、入札立会届出書及び改札調書の写し e 建築確認が不要な工事については、不要であることが確認できる書類 f 建築確認が必要な工事については、建築確認通知書の写し g 3万以上の備品及び車両の購入については、3者以上からの見積書の写し h 地域福祉活動事業の場合、概算払い請求日の前月末までの支出一覧表、領収書の写し ※ 工事にかかる経費が 250 万円以下の場合及び備品・車両を購入する場合、原則 3 者以上から徴した見積書の写しを添付し、その中の最低価格の業者と契約（予定）していること。 ※ 工事にかかる経費が 250 万円を超える場合、開札調書等を添付し、入札により決定した業者と契約（予定）していること。 ④ 状況報告書（要領別記 7 号様式）

※写しについては、申請者による原本証明を行うこと。

1 2 補助金の返還

事業完了後、実績報告書等の内容を現地調査等により確認し、補助金の額を確定します。その結果、既にその額を超える補助金を交付している場合は、補助金の全部又は一部を

返還していただく場合があります。

1 3 情報の公開

この事業の実施にあたっては、事業実施及び補助金交付決定等に関する透明性を確保するため、次のとおり情報を公開します。

(1) 情報公開の内容

- ① 申請状況（団体の名称、住所、代表者名、事業の名称、交付申請額）
- ② 補助金交付決定の状況（交付決定となった団体の名称、住所、代表者名、事業の概要、交付決定額）

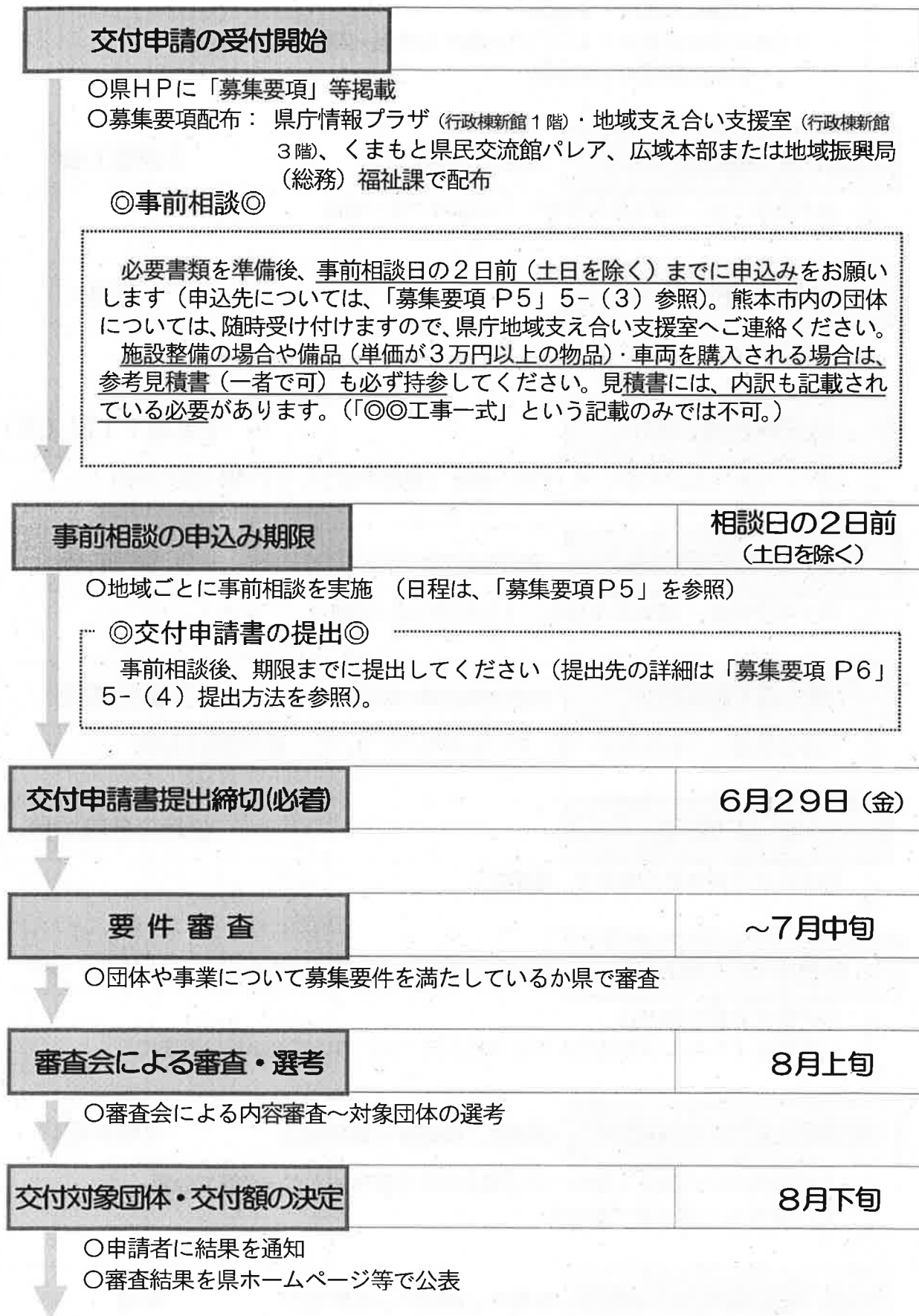
(2) 情報公開の方法

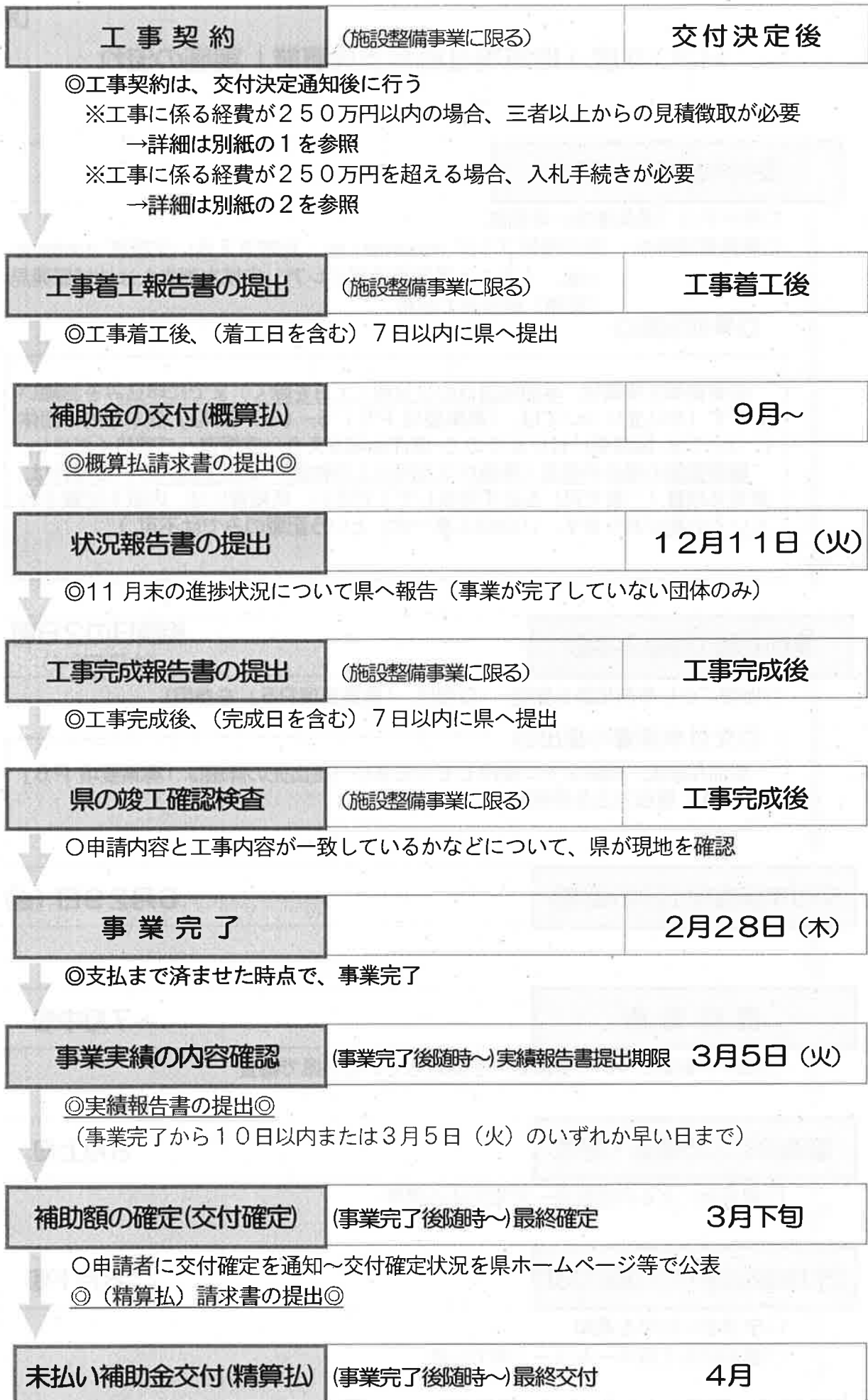
県のホームページ等で公開します。

1 4 その他の交付の条件

- ① 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図っていただきます。
処分制限期間を超えていない財産の取壊し等を行う際には、事前に県の財産処分承認が必要となります。（承認を得ないで財産の処分を行った場合、補助金相当額の返還を求める場合があります。）
- ② 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告をしていただきます。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあります。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管していただきます。

H30 年度「地域福祉総合支援事業」実施の流れ





「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」 補助団体募集!

熊本県は、高齢者も、障がい者も、子どもも、子育てしている方も、みんなの笑顔が集まる場所“地域の縁がわ”や“地域ふれあいホーム”の整備等を支援します。



補助対象となる団体

民間団体（社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等）で、熊本県内に事務所を設置し、団体の定款や規約等を有することなどの条件を満たしている団体を対象としています。

補助対象となる事業

交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日までに熊本県内で整備される施設の工事費、設備費で以下の項目に該当するもの

対象事業	対象経費	補助率・補助金額
子ども、高齢者、障がい者など対象者を限定することなく、誰もが集い支え合う地域の拠点「 <u>地域の縁がわ</u> 」の施設整備	新築・改修・増築等工事費等	<p>《地域の縁がわ登録がない小学校区の場合》 2/3 以内で、100 万円まで (千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>《既に地域の縁がわ登録のある小学校区の場合》 1/3 以内で、50 万円まで</p>
地域の縁がわの機能を持ち、デイサービス（日中支援）とインフォーマルなお泊まり（夜間支援）のサービスを提供する拠点「 <u>地域ふれあいホーム</u> 」の施設整備	<p>(ア) 宿泊施設（宿泊居室ほか、浴室、洗面室、トイレ、リビング等含む）の新築・改修・増改築等工事費及び設備整備費</p> <p>(イ) 地域ふれあいホームにおけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備（以下、「消防用設備」という）の設備整備費</p>	<p>《地域ふれあいホームの登録がない市町村の場合》 (ア) 2/3 以内と (イ) の合計で 250 万円まで (千円未満の端数は切り捨て) ※ただし、(イ) については、設備ごとに以下のとおりの補助金額 (a) スプリンクラー設備 実際に要した経費以内で、7,000 円×㎡まで (b) 自動火災報知設備 2/3 以内で 100 万円まで (c) 消防機関へ通報する火災報知設備 2/3 以内で 30 万円まで</p> <p>《地域ふれあいホームの登録がある市町村の場合》 (ア) 1/3 以内と (イ) の合計で 125 万円まで (千円未満の端数は切り捨て) ※ただし、(イ) については、設備ごとに以下のとおり (a) スプリンクラー設備 実際に要した経費以内で、3,500 円×㎡まで (b) 自動火災報知設備 1/3 以内で 50 万円まで (c) 消防機関へ通報する火災報知設備 1/3 以内で 15 万円まで</p>

- ・申請しようとする施設所在地の小学校区における地域の縁がわ登録状況については、募集要項の別紙 1、または県の HP で確認をお願いします。
- ・地域ふれあいホームの登録状況については、募集要項の別紙 2、または県の HP で確認をお願いします。

事前相談

申請書類の提出前に事前相談を地域ごとに実施します。

申請を希望される団体は、事前相談日の2日前（土日除く）までに、必ず事前相談の申込みをお願いします。（事前相談日については、「募集要項 P5」5（3）を参照ください。）

事前相談では、事業内容の聞き取りや準備されている申請書類の確認等を行います。

その後、申請書類の提出をしていただくこととなります。

※締切までに事前相談の申込みが間に合わなかった場合は、各地域の下記申込先にご相談ください。

その他

補助対象団体及び補助対象経費については、外部の有識者等で構成した審査会において、予算の範囲内で決定します。

なお、過去に当補助金の交付決定を受けたことがない施設が優先されます。

応募期限

平成30年6月29日（金）（郵送の場合も当日必着）

事前相談の申込み先、申請書の提出先、実績報告書の提出先

補助対象施設が熊本市以外にある場合→管轄する各広域本部福祉課

補助対象施設が熊本市内にある場合→健康福祉政策課地域支え合い支援室

補助対象施設の住所	申込先および提出先	住所・電話番号
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL 0968-25-0689
宇土市、宇城市、美里町	県央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL 0964-32-2416
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 御船町辺田見 396-1 TEL 096-282-0215
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL 0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL 0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 (県庁新館3階)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6丁目 18-1 TEL 096-333-2201

※ 応募の前に、募集要項や Q&A で詳細を御確認ください。

募集要項等（申請書含む）は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

各広域本部、各地域振興局、県庁情報プラザ、くまもと県民交流館パレアにも置いてあります。

申請にあたっては、募集要項をよく読まれたうえでお申込みください。

↓地域の縁がわについてはこちらも御参照ください。

ホームページ「地域の縁がわ@くまもと」

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1237

地域の縁がわ

検索

地域福祉活動に取り組む団体を募集!

県では、平成 28 年 3 月に「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」を策定し、県内各地域での地域福祉の取組みを推進しています。

地域福祉総合支援事業では、「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に先駆的に取り組む団体を支援し、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりを行うものです。



補助対象となる団体

地域福祉に取り組んでいる民間団体（社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等）で、熊本県内に事務所を設置し、団体の定款や規約等を有することなどの条件を満たす必要があります。

補助対象となる事業

「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する、**次に例示するような地域福祉活動事業を補助対象とします。**（複数の事業を組み合わせることも可能です。）ただし、県内で実施する場合に限ります。また、継続事業にあっては補助開始から 3 年を限度とし、補助を行うか否かは毎年判断します。

①見守り活動

地域住民による声かけ、定期的な訪問、ジュニアヘルパー等の取組み

②配食・会食サービス

一人暮らしの高齢者等地域住民の安否確認や交流を目的とした配食・会食による仕組みづくり

③買い物支援事業

高齢者や障がい者・子育て中の母親など買い物等が困難な者あるいは困難な地区における移動販売や買い物代行等の仕組みづくり

④生涯現役社会を支えるための健康づくり事業

生涯現役をめざして健康を維持するため、介護予防・認知症予防のための健康教室や口腔ケア活動等の交流事業

⑤学びの縁がわ事業

高齢者や退職者等の力を活用した地域の子どもの学習支援や世代間交流等の取組み

⑥その他、「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動

地域の縁がわ等における地域住民の先駆的な交流事業、啓発セミナー、ボランティアの養成、高齢者や障がい者などの生活支援、地域のニーズや課題に対応する地域福祉活動等

補助率・補助金額・対象経費

○対象経費の 3 分の 2 以内の額（千円未満の端数は切り捨て） **100 万円を限度**

○対象経費は、①賃金、②謝金、③旅費、④食糧費、⑤需用費、⑥役務費、⑦委託料、⑧使用料及び賃借料、⑨備品購入費（単価 3 万円以上、車両も可）の経費のうち、事業遂行上必要なものとして認められたものに限り、

なお、団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）は対象外とします。備品について、単価が 10 万円を超えるもの（車両を除く）は、補助対象外経費とします。

食糧費については、酒類代（調理用の料理酒は除く）、弁当代は対象外となります。

また、補助対象経費総額の半額を超える機材（備品）は対象外とします。

事前相談

申請書類の提出前に事前相談を地域ごとに実施します。

申請を希望される団体は、**事前相談日の2日前（土日除く）までに、必ず事前相談の申込みをお願いします。**（事前相談日については、「募集要項 P5」5（3）を参照ください。）

事前相談では、事業内容の聞き取りや準備されている申請書類の確認等を行います。

その後、申請書類の提出をしていただくことになります。

※締切までに事前相談の申し込みが間に合わなかった場合は、各地域の下記申込先にご相談ください。

その他

補助対象団体及び補助対象経費については、外部の有識者等で構成した審査会において、予算の範囲内で決定します。

なお、過去に当補助金の交付決定を受けたことがない施設が優先されます。

応募期限

平成 30 年 6 月 29 日（金）（郵送の場合も当日必着）

事前相談の申込み先、申請書の提出先、実績報告書の提出先

団体の住所が熊本市以外にある場合→管轄する各広域本部福祉課

団体の住所が熊本市内にある場合→健康福祉政策課地域支え合い支援室

団体の住所	申込先および提出先	住所・電話番号
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL 0968-25-0689
宇土市、宇城市、美里町	県中央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL 0964-32-2416
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県中央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 御船町辺田見 3 9 6 - 1 TEL 096-282-0215
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL 0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL 0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 (県庁新館 3 階)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 TEL 096-333-2201

※ 応募の前に、募集要項や Q&A で詳細を御確認ください。

募集要項等（申請書含む）は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

各広域本部、各地域振興局、県庁情報プラザ、くまもと県民交流館パレアにも置いてあります。

申請にあたっては、募集要項をよく読まれたうえでお申込みください。

第 3 期熊本県地域福祉支援計画は県ホームページのこちらからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19611.html

↓地域の縁がわについてはこちらも御参照ください。

ホームページ「地域の縁がわ@くまもと」

[地域の縁がわ](#)

[検索](#)

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1237